

モノナレハ刑罰ニ幾多ノ階級ヲ設テ罪情ノ度ニ應シテ之ヲ適施セサベカラス

第六 改正スルヲ得ヘキヲ要ス○人ハ神明ニ非ス焉ソ五感ノ迷誤ニ陥リ其裁判ニ錯誤ナキヲ保スヘケンヤ故ニ其裁判ニ錯誤アルヲ發見スルニ於テハ速ニ之レヲ改正シ務メテ既往ノ痕跡ヲ消去スルヲ注意セサルヘカラス然リト雖モ此目的ヲ達スルハ甚ダ難シト謂フヘシ

第七 其執行ヲ中止シ得ヘキモノタルヲ要ス○受刑者行狀端正ニシテ真心悔悟ノ實ヲ表シ又ハ之レヲ褒賞スヘキ或ル行爲アリタルカ爲メニ刑ノ減等若クハ全赦ヲ受クルニ當リ將來ニ向テ其執行ヲ中止スルハ社會及ヒ犯人ノ爲メニ益スル所少ナカラサルナリ

以上ハ刑ニ望ムヘキ性格ナリトシテ古今學士ノ同意一致スル所ナリト雖モ斯クノ如キ完全ニシテ無關ナル刑罰ハ如何ナルモノナリヤト問ハ、何人モ之レニ對シテ明確ナル答ヲ爲ス能ハサルヘシ蓋シ人ハ其知識ニ於テ純善ニシテ完美ナルヲ會得スルノ力アリト雖モ之レヲ實際ニ求ムルニ至リテハ到底其力ノ能シ得ヘキ所ニアラス只僅カニ之レニ庶幾カランヲ望ムニ過キサルナリ

〔第六十八號〕 刑罰ハ社會カ犯者ニ對スル強制手段ニ外ナラサルナリ社會カ自己ノ疾病ヲ治療スルニ當リ如何ナル物休ニ向テ如何ナル強制手段ヲ實行スルヲ得ヘキヤノ問題ニ付テハ古來學士ノ論爭スル所少ナカラス甲是乙非余輩後進ノ徒ナシテ道途ニ彷徨セシムルノ憾ナキニ非ス然レモ約シテ之ヲ言ヘハ畢竟社會權

○總則○法例

ノ區域如何ノ問題ニ歸着スルヲ以テ社會ハ其保存安全ヲ圖ルカ
 爲メニ必要己ムヘカラサルニ於テハ如何ナル強制手段ヲ實行ス
 ルモ敢テ之レヲ正理ニ背戾セリト謂フヘカラサルカ如シ而シ其
 必要ナルト否トハ各問題ニ就テ精密ニ之レヲ調査スルニ非ス
 ハ容易ニ決定シ得ヘカラサルノミナラス事實上ト密接ノ關係ヲ
 有スルモノナレハ其國情ノ同シカラサルニ從ヒ刑罰ニモ多少ノ
 差異ヲ生スルヲアルハ理ノ最モ親易キ所ナリ
 犯罪ハ社會ノ疾病ナリ故ニ之レヲ治療スルニハ其疾病ヲ癒治ス
 ルニ足ルヘキ良善ナル刑罰ヲ撰擇セサルヘカラス而シ其刑罰ノ
 宜シク具有スヘキ性質ハ犯罪ノ性質及ヒ輕重ニ從ヒ各相異ナラ
 サルヘカラス尙ホ疾病ノ相異ナルニ從ヒ之レヲ治療スルノ方法
 モ同一ナラサルカ如シ

我カ立法者ノ採用シタル刑名ハ主刑附加刑ノ二種ニシテ刑罰ヲ
 適用スヘキ物体ヨリ區別スレハ生命刑自由刑財産刑及ヒ名譽刑
 ノ四種トナル刑罰ニ此等數多ノ區別ヲ設ケタル所以ノモノハ畢
 竟之レヲ治療スヘキ犯罪ノ性質及ヒ輕重ノ相異ナルニ出ルモノ
 トス

第壹節 主刑

〔第六十九號〕

社會カ刑罰ヲ執行シテ其目的ヲ達セントスルニ當リ
 單ニ一種ノ刑罰ヲ施スノミヲ以テ満足スルヲ得ス尙ホ他ニ一個
 若シハ數個ノ刑罰ヲ附加セサルヘカラサルノ場合アリトス是ヲ
 以テ獨立シテ適用シ得ヘキモノ之レヲ主刑ト云ヒ他ノ主刑ニ附
 加スルニアラサレハ適用シ得ヘカラサルモノ之レヲ附加刑ト云
 フ佛國刑法ニ於テハ施体加辱ヲ兼スルノ刑單ニ加辱ニ止マルノ

○總則○刑罰

刑及ヒ懲治ノ刑ト云ヘルカ如キ區別ヲ定メタリト雖モ是レ畢竟
 往時ノ制法ニ淵源スルモノニシテ學者ノ非難ヲ免レサル所ナリ
 蓋シ行爲ノ賤惡スヘキモノト否トヲ識別スルハ人々各自ノ意見
 ニ由ルモノナレハ若シ立法者ニ於テ此行爲ハ加辱スヘキモノト
 スルモ却テ衆人ハ之ヲ賞揚スルモノナシト謂フヘカラス又立法
 者ハ加辱スルニ及ハサルモノトスルモ衆人ハ却テ之レヲ賤惡ス
 ルモノナシト謂フヘカラス加之ナラス耻辱ノ度ニモ幾多ノ階級
 アリテ人皆其感スル所ヲ同フセサルヲ以テ到底人カヲ以テ其感
 覺ノ程度ヲ左右シ得ヘカラスナルモノナレハ故ラニ法律ニ於テ加
 辱若クハ懲治ノ刑ト云ヘルカ如キ區別ヲ設クルノ要用ナキノミ
 ナラス懲治ノ刑ト雖モ一旦刑罰トシテ之レヲ適用スル以上ハ衆
 人及ヒ裁判官ノ眼ニ於テハ既ニ多少ノ耻辱ヲ加ヘタルモノニ非

サル莫キ歟況ンヤ耻辱ナルモノハ犯罪ノ中ニ在ルモノニシテ他
 ニ存スルノ謂ハレナク刑罰ハ畢竟此耻辱ヲ表彰スルノ具タルニ
 過キサルニ於テオヤ是ヲ以テ我カ刑法ニ於テハ斯クノ如キ無用
 ナル區別ヲ設クルヲ爲サス刑罰其物ノ適用上ヨリ單ニ主刑及
 ヒ附加刑ノ二者ニ區別シタルハ最モ其宜シキヲ得タリト謂フヘ
 キナリ

我立法者ハ主刑ヲ十四階級ニ區別シ死刑、無期徒刑、有期徒刑、無期
 流刑、有期流刑、重懲役、輕懲役、重禁獄、輕禁獄ヲ以テ重罪ノ主刑トシ
 重禁錮、輕禁錮、罰金ヲ以テ輕罪ノ主刑トシ拘留、科料ヲ以テ違警罪
 ノ主刑トナシタリ請フ下段ニ於テ逐次之レヲ詳論セン

第一款 死刑

〔第七十一號〕 刑名ノ最高極度ヲ占ムルモノハ死刑是レナリ夫レ此

○總則○刑罰

刑タル人ノ生命ヲ剝奪シ一タヒ之レヲ斷行スレハ再ヒ改正シ得
 へカテサルモノナルヲ以テ此刑ヲ採用スルノ當否如何ニ至リテ
 ハ諸學士ノ論スル所一ナラス紛々擾々トシテ余輩後進ノ徒ヲシ
 テ殆ント其歸スル所ヲ知ル能ハサラシムルノ憾ナキニ非ス然リ
 ト雖モ其問題ノ高尙ナルカ故ニ到底之レヲ斷定スル能ハスト爲
 スカ如キハ法學ヲ講究スルモノ、屑シトセサル所ナレハ實際上
 ノ問題ニ至リテモ余輩亦聊カ卑見ナキニ非スト雖モ死刑ハ既ニ
 我立法者ノ採用スル所トナリテ刑法中ニ現出スルモノナレハ實
 際ニ就テ之レヲ論辨スルハ余輩ノ欲セサル所ナリ故ニ學說上ニ
 於テ諸家ノ說ヲ採擇シ以テ讀者ノ參考ニ資セント欲スルナリ
 世ノ死刑ヲ論スルモノ動モスレハ則チ曰ク人ノ生命ハ天ノ賦與
 スル所ニシテ貴ムヘク、侵スヘカラス故ニ社會權ノ剝奪シ得ヘキ

明治二十一年十月十二日印刷
 明治二十一年十月十三日出版

正價金六拾錢

著作者

兵庫縣士族

大槻貞夫

兵庫縣神戸區坂本村居住

發行者

東京府平民

齋藤孝治

東京府神田區靈神保町四番地

同上

兵庫縣士族

長尾景彌

同區三田一丁目三十六番地

印刷者

東京府平民

桑原德勝

同區橋區加賀町十二番地

明治二十一年十月十二日印刷
 明治二十一年十月十三日出版



發賣所

東京神田區裏神保町

明法堂

同上

東京京橋區銀坐四丁目

博聞本社

同上

大坂千葉崎玉福岡

博聞分社

取次書林

東京京橋區加賀町十二番地

由巳社

同上

大坂東區本町四丁目

岡島眞七

同上

大坂東區備後町五丁目

岡島支店

同上

兵庫縣神戸相生町

熊谷久榮堂

同上

愛知縣名古屋區本町

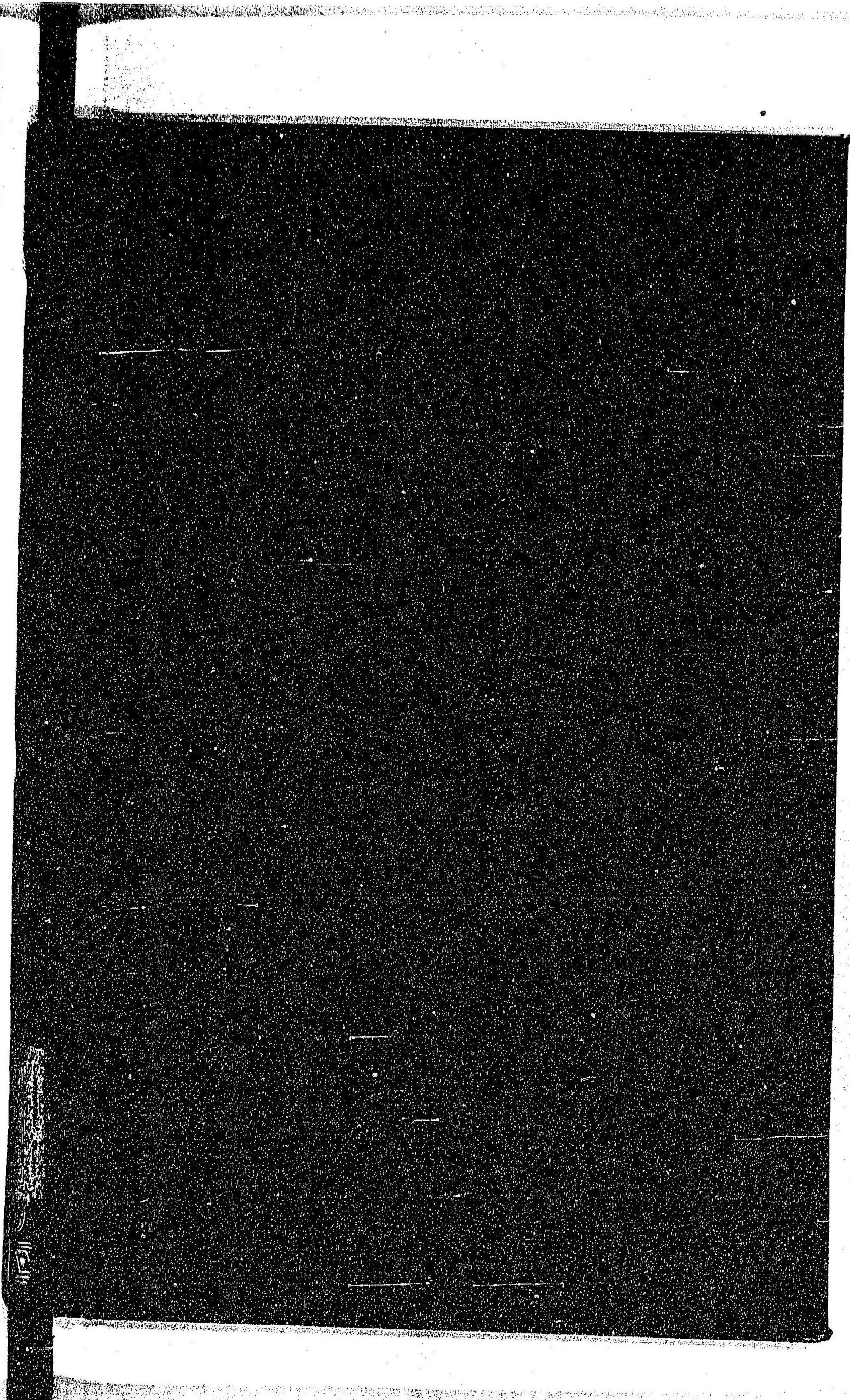
片野東四郎

同上

岐阜縣岐阜

文港堂

17
139





035961-000-3

17-139

刑法理論

大槻 貞夫 / 著

M2 1

BBP-0561



